

## 事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	安藝 雄一郎
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課、長寿社会課	
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 6,585,466	

### 1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)								
高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進します。また、生活困窮者に対しては、相談支援体制を整備し自立促進を図るとともに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。さらに、関係機関や団体と連携して依存症問題の対策に取り組むとともに、ひきこもりを対象とした相談支援体制も整備します。		i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iii) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 iv) 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進 v) ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率(累計)	目標値①	36%	58%	80%	100%		100% (R6)		個別避難計画作成については、市町避難行動要支援者担当課長等会議の開催や個別訪問等により県内の進捗状況確認や課題の共有等を行っている。R5.4.1現在、計画の「全部策定」は3市町(14.3%)、「一部策定」は17市町(81.0%)といずれも前年度より増加している。加えて、避難計画策定済み人数は、4,696人(7.7%)(R4.4.1)から9,605人(R5.4.1)と増加している。引き続き、災害対策基本法等の改正による個別避難計画作成の努力義務化を踏まえ、内閣府モデル事業の取組や先進事例などの紹介、情報共有を図りながら、市町に対し継続的な働きかけを行い、まずは優先度の高い要支援者から重点的に同計画の策定を推進していく。
		実績値②	14% (R元)	7%	36.2%					
達成率②/①		19%	62%					遅れ		

### 2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		R3目標	R3実績	達成率		
取組項目1	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	1,097	549	0	令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)  令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)  事業対象	【活動指標】	3		2	66%
				1,369	685	0			3	3	100%	
				1,501	751	0			3			
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条			※ CRT(Crisis Response Team)…こころの緊急支援チーム ※DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team)…災害派遣精神医療チーム			【成果指標】	40	53	132%
			H17-					こころの緊急支援チーム登録員数(人)	40			
			障害福祉課	○	—	—	県内の小・中・高・ろう・盲・特別支援学校		40			

取組項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業	55,216	17,308	2,544	<p>県の福祉事務所が所管する7町(小値賀町を除く)において、生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。</p> <p>生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。</p>	【活動指標】	105	93	88%	<p>●事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。</li> <li>新規相談件数はコロナ禍前と同水準になってきたが、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、相談者のニーズが複雑化し、就労する以前の生活支援の必要性が増加しているため、その後の就労支援まで繋がる対象者数が令和3年度から減少している。その結果、就労・増収率は令和3年度から増加したものの、目標達成までには至らなかった。</li> <li>●事業群の目標達成への寄与</li> <li>生活困窮者への相談対応を通じ、要配慮者の把握に繋がった。</li> </ul>	
				54,960	15,884	2,540		就労支援対象者数(人)	105	80	76%		
				64,184	18,060	2,700		【成果指標】	75	24	32%		
			生活困窮者自立支援法第5・6・7条			就労・増収率(%)		75	59	78%			
			H27-					75					
			福祉保健課			○		—	—	生活困窮者及び被保護者			
	○	3	被保護世帯自立推進事業	44,076	30,227	5,843	<p>就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援を行い、就労自立や増収を推進した。</p> <p>頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。</p> <p>診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。</p>	【活動指標】	R3:就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	99	105	106%	<p>●事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組により一定数が就労自立し、対象者が減少傾向にあった中、ケースワーカー等による就労意欲・社会参加意欲の向上等の支援に力を入れ、活動指標については目標を上回った。</li> <li>●事業群の目標達成への寄与</li> <li>新型コロナウイルス感染症が長期化し、求人状況や求職活動に影響や制限を受けたこともあり、目標達成には至らなかったものの、被保護者の一定数が就労による経済的自立につながった。</li> </ul>
				40,592	26,344	5,740		R4-:就労支援の取組に参加する者の割合(%)	65	86.6	133%		
				46,277	30,791	5,787		【成果指標】	65				
				生活保護法第55条の7及び第55条の8				R3:就労により自立した世帯数(世帯)	50	20	40%		
			H17-			R4-:就労支援の取組に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(%)	50	28.9	57%				
			福祉保健課			○	○	—	被保護者				
	○	4	生活保護措置費	2,293,147	800,445	5,064	<p>生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。</p>	【活動指標】	数値目標なし	2,293,147	—	<p>●事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の開始申請に対し、迅速かつ適正に保護を決定した。</li> <li>決定後は、高齢者、傷病者、稼働能力がある者、子どもがいる世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員等による支援を行い、最低限度の生活保障と自立の助長が図られた。</li> </ul>	
				2,215,921	884,514	4,974		生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,215,921	—		
				2,440,765	793,186	5,015		【成果指標】	数値目標なし				
				生活保護法第71条、第73条及び第75条				生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし	1,053	—		
			S25-				数値目標なし	1,058	—				
	福祉保健課			○	○	—	被保護者						
	○	5	民生委員費	136,740	136,166	3,116	<p>民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。</p> <p>また、一斉改選に合わせ定数の見直しを行うとともに、民生委員・児童委員についての理解を深め、より多くの方々に活動してもらえよう、全世帯広報誌や新聞、ラジオ等を活用した広報を行い周知に努めた。</p>	【活動指標】	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	121	100%	<p>●事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、コロナ禍における孤立・孤独問題の深刻化、生活困窮者の増加等もあり、活動日数は目標を達成した。</li> <li>長引くコロナ感染症の影響により活動が制限される中、創意工夫して活動を続けたが、年間相談・支援件数は目標を達成できなかった。</li> </ul>
				143,428	142,294	3,061		民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	120	128	106%		
				143,708	142,309	3,086		【成果指標】	60	42	70%		
			民生委員法第26条			民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	38	63%				
			S41-				60						
	福祉保健課			○	—	—	県民全般、特に高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等						
○	6	生活福祉資金貸付事業費	7,716,872	9,433	2,337	<p>低所得者や高齢等世帯が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。</p> <p>また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。</p>	【活動指標】	数値目標なし	12,550	—	<p>●事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する特例貸付が終了したため、貸付件数は大幅に減少したが、生活困窮者自立支援法の各事業と連携することで、必要な相談支援ができた。</li> <li>償還率(特例貸付を除く)は概ね目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。</li> </ul>		
			1,460,946	9,433	2,296		資金貸付件数(件)	数値目標なし	2,460	—			
			47,334	9,398	2,315		【成果指標】	83	84	101%			
			長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例				貸付金償還率(%)	83	82	98%			
		S30-				83							
福祉保健課			—	—	—	低所得、高齢、障害、失業者世帯							

取組項目 ii	7	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者自立支援金等)	52,358	13,204	6,836	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者等への支援を強化するため、県が所管する7町(小値賀町を除く)の自立相談支援機関や福祉事務所の人員加配による体制強化を図るとともに、感染拡大防止のための環境整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施した。 また、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、新たな就労や生活保護の受給に繋げるための支援金の支給を行った。	【活動指標】	105	93	88%	●事業の成果 ・長期化するコロナ禍において、生活困窮者からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、自立支援金の給付など必要なサービス提供を行ったことにより、生活困窮者の自立支援に寄与した。 ・コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、相談者のニーズが複雑化し、就労する以前の生活支援の必要性が増加しているため、その後の就労支援まで繋がる対象者数が令和3年度から減少している。その結果、就労・増収率は令和3年度から増加したものの、目標達成までには至らなかった。			
			67,332	10,665	9,794		【成果指標】	105	80	76%				
			57,904	12,118	13,255		就労・増収率(%)	105						
			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領				75	24	32%					
	R3-				75	59	78%							
	福祉保健課	—	—	—	生活困窮者及び被保護者	75								
	8	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業)				新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響によって生活困窮者の増加が想定されるため、行政、生活困窮者支援を行う民間団体などで構成するプラットフォームを設置し、官民連携により、地域の実情に応じた支援策を検討する。 併せて、生活困窮者の支援ニーズの増大に対応した民間団体の活動経費を支援した。	【活動指標】							
			12,848	0	0		プラットフォームの設置(組織)	1	1	100%				
			37,500	0	0		【成果指標】	1						
			新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱				活動支援団体数(件)	45	29	64%				
R4-							45							
福祉保健課			—	—	—		NPO法人等民間団体							
取組項目 iii	○	9	10,515	6,825	46,740	民間を含む関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進することを目的に、「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(R4～R8)を策定した。	【活動指標】	数値目標なし	7,399	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。 ・地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 H29年 — 214人 H30年 193人 207人 R1年 189人 189人 R2年 184人 183人 R3年 180人 185人 R4年 178人 193人 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画を推進することにより、総合的な自殺対策の推進に寄与した。			
							25,720	5,042	45,918	数値目標なし		9,306	—	
							22,047	6,106	46,740	長崎いのちの電話相談対応件数(件)		数値目標なし		
							自殺対策基本法第3条			【成果指標】		180以下	185	97%
			H19-				178以下	193	92%					
			障害福祉課	○	—	—	一般県民・自殺対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	171以下						
			○	—	—		自殺者数(人)							
取組項目 iv	○	10	9,053	4,527	19,475	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会・専門部会の開催 ②依存症専門相談支援(依存症専門相談員の配置) ③依存症専門医療機関の明確化(専門医療機関4、治療拠点機関2の選定) ④依存症関係者研修会の開催 ⑤回復支援 ⑥民間団体活動支援 ⑦普及啓発・情報提供	【活動指標】	402	438	108%	●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、R3年度は、センター主催と保健所単位での研修会を開催し、依存に関する問題に対応できる人材を育成することができた。相談件数の減少については、長崎ダルクに委託を行い、させば相談室を開設したことも要因の一つと考えられる。 相談者数推移 目標値 実績値 H29年度 — 1,229人 H30年度 1,229人 1,484人 R1年度 1,484人 1,472人 R2年度 1,472人 1,476人 R3年度 1,476人 1,167人 R4年度 1,167人 972人 ・なお、研修参加者数については、e-ラーニングを幅広い職種を対象に実施したため増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関や民間団体と連携して依存症対策に取組み、相談支援体制の構築に寄与した。			
							9,332	4,666	19,133	研修会参加者数(人)		438	1,073	244%
							10,557	5,278	19,290	【成果指標】		1,484	1,167	78%
							ギャンブル等依存症対策基本法第6条			依存症に関する相談件数(延件数)		1,484	971	65%
			H30-											
			障害福祉課	○	—		—	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	971					

取組項目 V	○	11	指定難病対策費	2,447,208	1,240,602	31,160	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	【活動指標】	数値目標なし	13,514	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ・医療受給者証申請手続等の機会を通じて在宅の難病患者で支援を必要とする者の把握に努め、適切な在宅療養支援へとつなげた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・指定難病患者の受給状況を、市町へ情報提供することにより、避難行動要配慮者の避難行動計画作成に寄与した。
				2,527,615	1,304,237	30,612		【活動指標】	数値目標なし	13,665	—	
				2,663,540	1,364,623	30,864		【活動指標】	数値目標なし			
			難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条			H27-	—	—	【成果指標】	—	—	
	国保・健康増進課			○	○				—	—	—	
	12	難病特別対策推進事業	20,118	10,059	3,116	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	【活動指標】	1,600	790	49%		
			23,802	13,217	3,061		【活動指標】	1,600	1,085	67%		
			24,296	11,761	3,086		【活動指標】	1,600				
		難病の患者に対する医療等に関する法律 第28・29条			H18-	—	—	【成果指標】	20	10	50%	
	国保・健康増進課			○				—	—	20	13	
	13	ひきこもり対策推進事業	1,052	527	15,580	ひきこもり当事者や家族からの相談支援を実施。また、長崎こども・女性・障害者支援センター主催で専門研修を実施するとともに、ひきこもりの長期化・高齢化と8050世帯に関する実態調査報告書を作成し、「相談窓口が不明瞭」「機関間の連携不十分」「家族の支援介入拒否」「ひきこもり状態の方への介入困難」「長期的支援の継続困難」の課題を抽出した。	【活動指標】	1	1	100%		
			1,601	801	15,306		【活動指標】	1	1	100%		
			961	481	15,580		【活動指標】	1				
		生活困窮者自立支援法第7条			H22-	—	—	【成果指標】	1,100	845	76%	
障害福祉課			—	—				—	1,100	810	73%	
14	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費				・県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成するとともに、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すために制定された「長崎県ケアラー支援条例」施行に伴い、施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するとともに推進体制を構築する。 ①有識者会議の設置、②実態調査、③「長崎県ケアラー支援推進計画」の策定、④広報啓発の実施	【活動指標】						
		17,907	7,275	7,716		【活動指標】	策定					
	長崎県ケアラー支援条例			(R5新規)R5-	—	—	—	【成果指標】	—			
長寿社会課			—	—	—	ケアラー認知度 (%)	74					

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、令和4年度は2件の派遣実績あり。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施している。</p> <p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、令和4年度には出動実績なし。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年には運営委員会を設置した。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CRT 引き続き基礎研修会、フォローアップ研修会を開催し、緊急時に対応できる人材育成を行う。</li> <li>・DPAT 本県被災時に迅速に対応できるようにDPAT隊の育成訓練を行う。 DPATの隊員拡充にむけて精神科病院や各種会議での普及・啓発を行う。</li> </ul>
<p>ii 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>【生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであり、令和4年度の新規相談受付件数の割合(本県全人口10万人あたり22.6件/月)は、厚生労働省の定める目標値:16.0件/月を上回った。また、本県全体の新規相談件数に対するプラン作成割合(41.9%)も全国平均(28.2%)を上回った。</li> <li>・しかし、自立相談支援事業とともに実施することが努力義務とされている任意事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)については、調査を行った結果、実施自治体数は伸び悩んでいる。(就労準備支援事業:7自治体実施、46.7%、家計改善支援事業:12自治体実施、80.0%)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響による生活困窮者等への支援を強化するため、人員加配による相談体制の強化を図り、自立に向けた適切な支援を行った。</li> <li>・就労による自立支援のため、支援金の給付を行ったものの、今後も複雑化していく課題に柔軟に対応していくためには、官民連携を図っていくことが重要であることから、民間団体との連携体制を構築し、地域の実状に応じた支援策を検討する必要がある。</li> </ul> <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労可能な被保護者に対しては、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上で、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援に努めているが、失職期間の長期化、就労経験の乏しさ、就労に向けて生活習慣の改善や社会参加能力の向上が必要、自尊心や自己有用感の喪失、就労意欲の乏しさなど多様で複合的な課題を抱えた者が多く、就職につながりにくい状況にある。</li> <li>(医療扶助の適正な実施)</li> <li>・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。また、診療報酬明細書については、適正な医療費の算定を行う必要がある。</li> <li>(生活保護費の支給)</li> <li>・令和4年度の生活保護受給世帯数は20,774世帯、生活保護人員は26,168人で、保護率は2.04%であった。前年度と比較すると世帯数は155世帯の減、人員は411人の減員となった。本県は全国的に保護率が高いが、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景に都市部の保護率が高いことや、被保護世帯の多くを高年齢世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>【生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き未実施の自治体に対して、それぞれの課題を把握しながら任意事業の積極的な実施を働きかけ、事業実施自治体の拡大を図る。</li> <li>・物価高騰の影響等により、生活が安定しない方に対して、きめ細やかに対応するため、引き続き、人員加配による自立相談支援体制の強化を行っていく。</li> <li>・生活困窮者の自立に向けた官民連携による支援体制の構築に向け、引き続き、民間団体への活動を支援するとともに、市町や民間団体等と意見交換を重ねながら、より効果的な支援方法について検討を行う。</li> </ul> <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に向けて基本的な部分で困難な課題を抱えているため、就労意欲、社会参加意欲の向上等の支援に引き続き力を入れ、ハローワークと連携した取組等につなげていく。</li> <li>(医療扶助の適正な実施)</li> <li>・医療扶助相談・指導員等による被保護者の頻回・重複受診等に対する受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し、自立助長を推進する。</li> <li>・更に令和3年1月から実施している被保護者健康管理支援事業により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。</li> <li>・また、診療報酬明細書については、審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費の算定を行う。</li> <li>(生活保護費の支給)</li> <li>・引き続き、適正な生活保護制度の運用を行う。</li> </ul>
<p>【民生委員・児童委員活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者に関することなどさらに広がりを見せているため、社会状況の変化に対応できるよう、資質の向上及び活動を行ううえでの必要な知識の習得、新任委員への基礎知識の習得を図った。しかし、活動日数は目標を達成したものの、コロナ禍により民生委員の活動相談支援等が難しくなった中で創意工夫して活動を行ったが、相談・支援件数は目標達成できなかった。</li> </ul> <p>【生活福祉資金貸付事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金の貸付にあたっては生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。償還率の目標を概ね達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与している。</li> </ul>	<p>(民生委員・児童委員活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な方が民生委員・児童委員への相談へつながるよう、引き続き、県・市町広報媒体への掲載等、市町や民児協等と連携して民生委員制度を周知していくとともに、市町等と連携して目標達成に向けた取組を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>【生活福祉資金貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長引くコロナ禍の影響などにより、生活の立て直しが必要な方への相談支援に適切に対応する体制を引き続き整備するとともに、生活困窮者に対するセーフティネット施策の一つとして、制度の積極的な周知・広報に努めていく。</li> </ul>

<p>iii 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできている。また、各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取組へと具体化してきている。</p> <p>※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人材</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き、関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県でも支援を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に自殺者が増加傾向にあることから、電話や対面での相談に抵抗がある方も相談できる仕組みとしてSNS相談事業を実施。心のケアが必要な方を早期に発見し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。</p>
<p>iv 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が「依存症が病気である」という認識が十分でないことや本人が病識をもちにくく、相談等につながりにくいことを考えると、専門的な相談対応が行える体制の強化と相談窓口の周知が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。 依存症の専門医療機関として、4医療機関及び治療拠点機関として1医療機関選定を行っていたが、令和5年4月にアルコール健康障害の治療拠点機関として1医療機関選定を行った。さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 ・普及啓発等の強化 県民向けの講演会を開催する。若年層や新社会人を対象とした講話、リーフレットの配布。 ・依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。 ・アンケート調査結果を基に、教職員を対象とした予防教育教材の作成。 ・依存症に関する社会資源の乏しい県北・離島地域において、専門医療機関や民間団体と協働した依存症支援体制整備の強化を図る。</p>
<p>v ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 【指定難病対策費】 ・県民サービスの向上と職員の業務負担軽減、業務の標準化や質の向上のため、業務のデジタル化は継続して進める必要がある。毎年13,000件を超える更新作業にかかる業務は職員にかかる負担は大きいため、県民の申請手続の利便性向上と併せて更なる事務の効率化に取り組む。 ・保健所が行う療養支援のほか、システムを活用した災害時の避難支援や感染症などのリスク対策のために必要な、難病患者の療養状況等の基礎データの情報収集や入力内容のルール化を図る。</p> <p>【難病特別対策推進事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、メールやWeb会議サービスを活用した相談方法の充実、感染症対策を徹底した上でのイベント実施やリモート会議対応の環境整備による施設利用の拡大を図ったことにより、意見交換の場をWebと対面でのハイブリッド方式で実施することができるようになったため、遠方の方も容易に参加できるようになった。 ・パソコンなどの利用が不得手な高齢者にとっては、対面での相談支援はニーズがあるため、県北地域並びに他地域における相談体制の強化を引き続き検討していく。 ・難病医療連携体制の構築として、拠点病院、協力病院を指定しており、難病患者の療養支援のために医療機関、その他の関係機関との連携強化のため、難病医療連絡懇談会を定期的に実施。医療機関や行政、関係機関との連携を取りやすい体制、雰囲気作りができた。</p> <p>【ひきこもり対策推進事業】 ・8050問題についての実態調査を受け、ひきこもり者及びその家族の抱える問題について、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、適切な支援につなげる必要がある。 ・ひきこもり状態の長期化やひきこもり者及びその家族の支援拒否、無関心などにより支援者の介入が難しい現状がある。 ・ひきこもり支援者がひきこもりの特性を理解した家族支援や介入方法を習得し、相談支援技術の向上を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 【指定難病対策費】 ・電子申請システムの活用などデジタル技術の活用の検討と併せて、国のデジタル化の進捗を注視しながら、申請手続の簡素化や業務効率化を検討する。 ・保健所と連携し、申請や相談対応などの機会を捉えて難病患者の情報収集を行い、収集した情報内容の入力基準を定め、難病システムによる効率的なデータ管理と業務への効果的な活用を検討する。</p> <p>【難病特別対策推進事業】 ・コロナ禍における難病患者の継続的な支援として、メールやWeb会議サービスを活用した遠隔相談などの相談対応の拡充を図ることができたが、継続して県北地域などの相談体制強化を検討するには、次期指定管理における人員体制も含め検討していく必要がある。 ・拠点病院である長崎大学病院を中心に新たな難病医療連携体制の構築のため、難病医療連絡懇談会を定期的に実施した。懇談会をととして、医療機関同士の連携強化を図ることができた。さらに基幹協力病院(仮)を設置し、地域、患者のニーズに柔軟に対応できる体制を検討していくこととした。また、引き続き難病患者や家族の問題解決の支援、アフターフォローに取り組む必要がある。</p> <p>【ひきこもり対策推進事業】 ・ひきこもり当事者及び家族支援の充実を図る。 ・ひきこもり支援関係機関間の連携を強化し、包括的な支援体制の構築推進を図る。 ・8050問題等、高齢化したひきこもりに対する正しい理解の促進に向けて普及啓発を図る。 ※8050問題：80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題(生活困窮、社会的孤立等)</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	—		⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時、迅速に対応できるような体制を整えておくため、引き続き協力医療機関の増加や、人材育成、チーム資機材を整備する。	現状維持
			H17-					
			障害福祉課					
取組項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業	担当課長会議の開催や、国の研修会の内容を踏まえた実践的な学びに特化した研修の開催などにより、相談対応従事者の資質向上と新規相談件数の増加や国のコンサルティング事業の活用による任意事業の取組推進を図る。 また、県福祉事務所とともに、各事業の評価・分析を行い、地域の実状を把握しながら、効果的な事業の推進を図る。		②	市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談支援のスキル向上を目指すとともに、互いを支え合うネットワーク構築を図る。 任意事業の未実施自治体へヒアリング等を行い、事業立ち上げに向けた事例等必要な情報の提供や助言を行い、事業の取組を推進する。就労準備支援事業は、アウトリーチで対象者の掘り起こしや、就労体験に協力してくれる企業の開拓を積極的に行うなど、環境整備を図っていく。 家計改善支援事業は、コロナ禍や物価高騰等の影響によって、家計に関する相談が今後も増加する可能性があることから、関係機関との連携を密に行うために積極的に支援者が集まる会議等に参加し、事業の周知や顔の見える関係づくりを行っていく。 子どもの学習・生活支援事業は、地域の実状に応じて事業内容を工夫し、学力や社会性を身に付けるだけでなく、居場所としての機能も果たすことができるよう支援を行う。	改善
			H27-					
			福祉保健課					
取組項目 ii		5	民生委員費	民生委員・児童委員活動が円滑に効果的に行われるよう、市町へ広報媒体の活用を働きかけ、民生委員制度の周知・広報の強化を図る。 また、地域住民の身近な相談相手として見守りや多様化する相談支援に対応できるよう、より効果的な研修内容を検討する。		②⑨	地域福祉の推進に重要な役割を担う民生委員・児童委員制度について、地域住民の認知が低いことから、理解促進を図るため、県・市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等での周知など、県や地区の民生委員児童委員協議会と連携し制度の周知広報に努め、必要な相談・支援やなり手確保につなげていく。 また、令和7年度の一斉改選に向けて、市町と連携しながら、地区割や定数など、適正配置への見直しを検討するとともに、民生委員・児童委員の充足率を向上させるため、業務の負担軽減策や人材確保策、他自治体の取組事例について市町や関係機関等と意見交換、協議・検討を行う。	改善
			S41-					
			福祉保健課					
取組項目 ii		6	生活福祉資金貸付事業費	令和5年1月から、生活福祉資金特例貸付の償還が始まったことにより、償還が困難な借受人に対するきめ細やかなフォローアップ支援が必要となるため、県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会における支援体制を強化する。		—	当事業は、低所得者等の経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、生活の安定化に寄与するものであり、引き続き、生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、償還能力を見極めながら償還への働きかけや、償還が難しい場合は、家計改善支援や弁護士相談に繋ぐなどと必要な相談支援を行っていく。 また、様々な生活上の課題を抱える借受人を包括的に支援するために、県社会福祉協議会等各関係機関の役割の明確化など、地域における支援体制整備について協議・検討していく。	改善
			S30-					
			福祉保健課					

取組項目 ii	7	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者自立支援金等)	生活福祉資金特例貸付の償還開始や物価高騰等の影響により、家計に関する相談の増加が見込まれるため、家計改善支援事業の体制を強化し、関係機関と連携しながら、相談者のニーズに適切に対応する。	⑧	県内の経済状況は回復傾向にあるが、様々な要因により今もなお安定した収入が得られない方や、物価高騰等の影響に伴い、日常生活に困難を抱える方もいることから、引き続き、自立相談支援機関等の体制強化を図る。 また、社会情勢の変化に伴う国の事業を踏まえた上で、本県の状況に応じた必要な支援を検討していく。	改善
		R3- 福祉保健課				
取組項目 ii	8	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業)	—	⑧	国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急総合対策」におけるメニュー事業を活用して実施しており、当該事業が時限措置となっているため、令和6年度においては終了予定。	終了
		R4- 福祉保健課				
取組項目 iii	○ 9	自殺総合対策強化事業	電話や対面での相談に抵抗がある方でも相談できる仕組みとしてSNS相談事業を継続して実施。心のケアが必要な方を早期に見出し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。 また、国の自殺総合対策大綱や地域の実情等を踏まえ策定した「第4期自殺総合対策5カ年計画」に基づいた各機関、団体等の自殺対策の進捗状況を確認しながら、総合的な自殺対策に取り組む。	②⑤⑥	SNS相談事業の実績(相談件数や相談内容等)の分析を行い、事業の継続について検討を行う。 また、「第4期自殺総合対策5カ年計画」に基づき、総合的な自殺対策に取り組み、自殺者の減少を図る。	改善
		H19- 障害福祉課				
取組項目 iv	○ 10	依存症対策総合支援事業	精神科以外の医療機関の外来・病棟におけるアルコール健康障害やアルコール依存症を併発して受診している患者は一定数いるが、有効な介入が行われていない。 以上の事から地域で健康診断を実施する医療機関と、精神科病院や保健所が連携することにより、依存症の予防及び依存症患者を早期に適切な治療や支援に結び付ける体制づくりを構築する。	⑥	精神保健福祉法の改正(令和6年度)に伴い、各種事業の相談支援体制の見直しを行う。また、引続き保健・医療・福祉・民間団体等との連携を図り、実態調査結果を踏まえて、本県の実情に応じた依存症対策の充実をより一層図る。併せて、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携体制の構築など医療連携体制の整備を図る。	改善
		H30- 障害福祉課				
	12	難病特別対策推進事業	・難病医療連携協議会の承認を経て、新たに基幹協力病院を設置し、拠点病院からかかりつけ医まで難病患者に対する支援の役割を明確化し、最適な難病医療連携体制を構築する。 ・難病患者の相談支援については、リモートによる会議参加、遠隔相談対応など、令和4年度の経験をもとに状況に合わせた相談会の実施など、長崎地域以外での相談機会の拡大を図ることとし、ホームページによる情報発信、受給者証交付の際にパンフレットを同封するなど認知度向上を図り、効果的な相談支援を行う。	②	・懇談会などの情報交換を継続しながら、難病患者への支援に対する課題などを整理するとともに、協力病院、基幹協力病院の認定数を増していき、難病患者が利用しやすい医療連携体系を構築を図る。 ・相談支援センターの指定管理期間の更新のタイミングで就労支援事業、センター運営事業の適正な管理体制を見直すこととする。併せて、長崎地域以外での相談支援業務の強化を図るため、県北地域の相談窓口の追加や定期的な巡回相談など難病患者の療養生活支援を実施する。	改善
13	ひきこもり対策推進事業	実態調査の結果に基づき作成した、ひきこもり支援事例集、情報共有シートを活用し、包括的なひきこもり支援体制整備の推進を図る。	②	ひきこもり支援事例集、ひきこもり支援者用情報共有シートの更なる周知に努め、複雑化・多様化する複合的な支援課題を持つ世帯への対応を行う関係機関との連携強化や研修による人材育成等、包括的なひきこもり支援体制整備の更なる推進を図る。	改善	
	H22- 障害福祉課					

取組 項目 iv	14	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費	R5新規	④⑤⑥⑦ ⑧	・令和5年度に行う「ケアラー実態調査」を踏まえ、有識者会議での意見聴取を経て策定する「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、条例の定めにより、広報・啓発、支援を担う人材の育成、民間支援団体等による支援推進のためのサポート等を県が主導して計画的に実施する。庁内のケアラー支援関係部局の連携、市町、関係機関・団体等との協働による事業の推進を図ることで、県民等への啓発等により、ケアラーを社会全体で支える機運を醸成していく。	拡充
		(R5新規)R5-				
		長寿社会課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点